

衆議院法務委員会ニュース

平成 25.11.8 第 185 回国会第 5 号

11 月 8 日（金）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第 12 号）

- ・谷垣法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、鈴木貴子君（無）、西村眞悟君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

濱 村 進君（公明）

- ・裁判官の配偶者同行休業制度の導入理由について伺いたい。
また、同制度の導入により期待される効果について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・職務復帰後の能力の維持のため、研修や人事配置上の配慮等においてどのような対応を検討しているのか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・国際戦略特区における外国人医師や、トラステッド・トラベラー（信頼できる渡航者）に対する入国審査基準の緩和措置について、具体的な検討状況を伺いたい。

階 猛君（民主）

- ・配偶者同行休業制度を導入している民間企業が少なく、同制度を国家公務員に導入する理由及び同制度が導入された後の民間企業への普及促進のための政府の取組みについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・休業中の裁判官のスキルアップにつながる取組及び支援策、事実上の婚姻関係にあることの判断基準、同制度の濫用防止策の必要性、休業期間中報酬等を受けないとしていることと憲法第 80 条第 2 項の裁判官報酬保障規定との整合性について、伺いたい。
- ・裁判事務等の運営に支障があるか否かを判断するに当たり、裁判官の全国的な配置状況を踏まえた判断の必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。

林 原 由 佳君（維新）

- ・法律案第 3 条第 1 項で規定されている「裁判事務等の運営に支障がないと認めるとき」について、今後どのような運用がなされる予定であるか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・厚生労働省において育児休業給付の給付率を、育児休業開始から最初の半年間は現行の 50%から 67%に引き上げる措置を検討しているとのことであるが、裁判官を含む国家公務員

の育児休業給付についても同様の措置を検討しているのか、伺いたい。

- ・育児等をしている女性裁判官について、令状当番に当てない、担当する事件の配分を減らすなど、負担軽減のための配慮をしているのか、最高裁判所当局に伺いたい。

西 田 讓君（維新）

- ・本法律案第 2 条における「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の定義について、伺いたい。
- ・本法律案第 2 条における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当する具体的な判断について、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・婚姻の届出をしていない者を配偶者と同様に扱う本法律案と、婚姻は戸籍法の定めるところにより届け出ることによってその効力を生ずるとする民法の規定との整合性について、法務大臣の見解を伺いたい。

椎 名 毅君（みんな）

- ・配偶者同行休業中、当該配偶者が同一国内ではあるが、通学できない距離にある大学に留学をし、週末は配偶者と共に過ごすような事案については、本法律案第 2 条第 2 項の「生活を共にする場合」に該当するのか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・配偶者同行休業中、同行休業を取り消した上で、裁判所又は人事院が認めている留学に切り替えることは可能なのか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・裁判官の任期中、多数回にわたり配偶者同行休業を取得した場合は、再任されない可能性もあるのか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・配偶者同行休業中、当該裁判官の休業期間は、任期には算入され、退職手当の算定における在職期間からは除かれ、報酬は受けないとのことであるが、憲法第 80 条第 2 項との整合性について、見解を伺いたい。